

平成30年

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会

会 議 錄

平成30年11月19日招集

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

平成30年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会 会議録
平成30年11月19日(月) 午後2時開議
ベストウェスタンレンブラントホテル鹿児島リゾート 2階 桜島の間

議事日程〔第1号〕

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

議事日程〔第1号の2〕

日程第 3 議席の指定

日程第 4 会議録署名議員の指名

日程第 5 会期の決定

日程第 6 同意第 1号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長
の選任について同意を求める件

日程第 7 認定第 1号 平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一
般会計歳入歳出決算の認定の件

日程第 8 認定第 2号 平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後
期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件

日程第 9 議案第 8号 平成30年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一
般会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第 9号 平成30年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後
期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第10号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
に関する条例の一部を改正する条例制定の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(11人)

2番	山口	たけし	議員	4番	新屋敷	幸隆	議員
8番	西江園	明	議員	10番	伊瀬知	正人	議員
12番	森川	和美	議員	14番	木場	一昭	議員
15番	小野	光夫	議員	16番	名越	修	議員
18番	鎌田	愛人	議員	19番	元田	信有	議員
20番	外内	千里	議員				

欠席議員(9人)

1番	森	博幸	議員	3番	西平	良将	議員
5番	新原	春二	議員	6番	本坊	輝雄	議員
7番	下平	晴行	議員	9番	朝山	毅	議員
11番	湯元	敏浩	議員	13番	平八重	光輝	議員
17番	岩川	俊広	議員				

説明のため出席した者(13人)

広域連合長	岩切	秀雄	君	副広域連合長	川添	健	君
事務局長	前田	慎一	君	事務局次長	小田	利次	君
総務課長	佐藤	一郎	君	業務課長	山元	茂	君
総務課主事	中村	僚	君	業務課主査	堀田	和哉	君
業務課主査	田原	直子	君	業務課主事	近藤	宇男	君
業務課主事	佐多	晃一	君	業務課主事	木下	輝之	君
業務課主事	山ノ内	良成	君				

職務のため出席した者(1人)

事務局主事 峯下 俊介 君

= 開会：午後 2 時 0 分 =

副議長（小野 光夫君） 定例会の開会に先立ち、御説明申し上げます。

本日は、議長が、空席となっておりますので、議長選挙が行われ、新議長が就任されるまで、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

副議長（小野 光夫君） これより、平成 30 年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程〔第 1 号〕のとおりであります。

副議長（小野 光夫君） それでは、日程第 1 「仮議席の指定」を行います。

議事の進行上、今回新たに当選されました議員の仮議席は、ただいま、御着席いただいている議席を指定いたします。

副議長（小野 光夫君） 次は、日程第 2 「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選とし、指名の方法は、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、そのように決しました。

議長に、山口たけし議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました山口たけし議員を議長の当選人とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、山口たけし議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました山口たけし議員が議場におられます

で、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

ここで、新議長の山口たけし議員を紹介いたします。

山口たけし議員。

〔山口たけし議員 起立〕

議長当選者（山口 たけし君） ただいま、皆様方の御推挙によりまして、議長に選任いただきました、鹿児島市議会議長の山口たけしでございます。

この当議会の今後円滑な運営に全力を尽くしてまいりたいと思います。そして、また、この現行制度の下、後期高齢者が安心して暮らしていく医療制度の維持と、そして公正な私の裁量によりまして、また、この議会を進めたいと思いますので、皆様方の御指導と御鞭撻を、皆様方にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔山口たけし議員 着席〕

副議長（小野 光夫君） 以上をもちまして、私の職務は終了いたしました。

この間の御協力、まことにありがとうございました。

それでは、山口たけし議長、議長席にお着きください。

〔小野光夫副議長 自席に着席〕

〔山口たけし議長 議長席に着席〕

議長（山口 たけし君） この際、諸般の報告をいたします。

まず、平成30年4月24日付で前姶良市長の 笹山義弘議員、前姶良市議会議長の湯之原一郎議員が、それぞれ同市長及び同市議会議員の任期満了に伴い、広域連合規約第9条第2項の規定により広域連合議会議員を失職しましたことを御報告いたします。

また、平成30年3月9日付で前南九州市議会議員の藏元慎一議員から、同年5月16日付で前鹿児島市議会議長の上門秀彦議員から、一身上の都合により、広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出が提出されました。

よって、地方自治法第126条の規定により、それぞれ同日付で、これを許可いたしましたので、御報告いたします。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による「平成30年度定期監査」、及び同法第235

条の2第3項の規定による「例月現金出納検査」の結果について、報告書が提出されております。

ただいまからの議事日程は、お手元に配布いたしました議事日程〔第1号の2〕のとおりであります。

議長（山口 たけし君） それでは、日程第3「議席の指定」を行います。

去る、平成30年2月5日付け、同年2月13日付け、同年3月29日付け、及び同年7月5日付けの告示により実施されました、広域連合議会議員補欠選挙で当選されました、外内千里議員、下平晴行議員、新屋敷幸隆議員、西江園明議員、伊瀬知正人議員、湯元敏浩議員、森川和美議員及び、山口たけし議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、外内千里議員を20番、下平晴行議員を7番、新屋敷幸隆議員を4番、西江園明議員を8番、伊瀬知正人議員を10番、湯元敏浩議員を11番、森川和美議員を12番、山口たけし議員を2番に指定をいたします。

議長（山口 たけし君） 次は、日程第4「会議録署名議員の指名」を行います。

今議会の会議録署名議員は、議席番号4番 新屋敷幸隆議員及び議席番号19番 元田信有議員を指名いたします。

議長（山口 たけし君） 次は、日程第5「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今議会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

議長（山口 たけし君） 次は、日程第6 同意第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長の選任について同意を求める件」を議題といたします。

ここで、広域連合長の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

広域連合長（岩切 秀雄君） 議案書の1ページを御覧ください。

同意第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長の選任について同意を求める件」について、提案理由を御説明いたします。

当広域連合の副連合長の選任につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第162条及び広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、議会の同意を得る必要があるため、提案するものでございます。

選任したい方は、出水郡長島町鷹巣1962番地2 川添健氏で、昭和19年2月25日生まれでございます。

なお、略歴につきましては、現長島町長でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

御同意を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

議長（山口 たけし君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、同意第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長の選任について同意を求める件」について採決いたします。

本件については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

〔川添健副広域連合長 議場へ入場〕

議長（山口 たけし君） ただいま、副広域連合長に選任することに同意がありました、川添健氏から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

川添副広域連合長。

〔川添健副広域連合長 起立〕

副広域連合長（川添 健君） 議長のお許しをいただきまして、一言ごあい

さつを申し上げます。

ただいま鹿児島県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長に選任いただきました、長島町長の川添健でございます。

本制度の運営にあたり、県内約26万人の被保険者の皆様に信頼され、被保険者の皆様が安心して適切な医療を受けられるよう、岩切広域連合長を補佐し、誠心誠意取り組んでまいる所存でございます。

議員各位におかれましては、今後とも御協力、御指導を賜りますようお願い申し上げまして、副広域連合長就任にあたりましてのごあいさつといたします。どうかよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

〔川添健副広域連合長 着席〕

議長（山口 たけし君） ここで、岩切広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

広域連合長（岩切 秀雄君） 皆さん、こんにちは。

平成30年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方には、大変御多用の中、御出席を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げますとともに、後期高齢者医療制度につきましては、議員の皆様方をはじめ関係機関の御理解、御協力のおかげをもちまして、円滑な運営が図られていることに、深く感謝を申し上げます。

また、川添副広域連合長の選任について御同意をいただき、改めて御礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度も、発足してから11年目を迎え、安定した制度になりつつあります。一方、国においては、持続可能な医療保険制度構築のため、様々な制度改革を進めているところであります。高齢者医療制度についても、70歳以上の高額療養費制度や後期高齢者の保険料軽減特例の段階的な見直しが、昨年度に引き続き、本年度も行われているところでございます。

このような状況の中、当広域連合といたしましては、こうした国の動向を注視し、高齢者の方々が安心して医療を受けることができるよう、本制度の円滑な運営に努めるとともに、引き続き被保険者の皆様の健康の保持・増進を図ってまいりたいと考えております。

本日は、平成29年度一般会計、特別会計決算認定、並びに平成30年度一般会計、特別会計補正予算などの議案を提案いたしております。何卒、慎重な御審議を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

最後に、議員の皆様方をはじめ関係各位におかれましては、今後とも当広域連合の運営に御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、議会開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

議長（山口 たけし君） 次は、日程第7 認定第1号「平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

事務局長（前田 慎一君） 認定第1号「平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」について、御説明申し上げます。

議案書の3ページからでございますが、主な点について、決算書の中の事項別明細書で御説明申し上げます。

14ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金 第1項第1目 事務費負担金については、予算現額7,868万5千円に対して、収入済額は同額でございます。

第2款第1項第1目 繰越金については、予算現額439万円に対して、収入済額は、ほぼ同額の439万729円でございます。

一番下の歳入合計は、予算現額 8,307万6千円に対して、収入済額は、ほぼ同額の 8,307万5,902円でございます。

16ページをお開き願います。

次に歳出でございます。

第1款第1項第1目 議会費については、予算現額 340万4千円に対して、支出済額は 267万6,192円で、72万7,808円の不用額が出ております。

支出の主なものは、第1節の議員報酬、第9節 旅費の費用弁償及び第13節の議会の音響設備等設置及び会議録作成業務委託料等で、不用額の主なものは、第9節 旅費等の執行残でございます。

平成29年度においては、定例会を2回、臨時会を1回開催しております。

第2款 総務費 第1項第1目 一般管理費については、予算現額 7,824万3千円に対して、支出済額は 7,585万6,925円で、238万6,075円の不用額が出ております。

支出の主なものは、第9節の幹事会、運営委員会等の旅費、第14節の事務室の借上料、第19節の派遣職員人件費等負担金などで、不用額の主なものは、第3節 職員手当や第9節 旅費などの執行残でございます。

18ページをお開き願います。

第2項 選挙費については、予算現額 19万8千円に対して、支出済額は 11万163円で、8万7,837円の不用額が出ております。

平成29年度においては、選挙管理委員会を1回開催したほか、議会議員選挙を町村議会議員選出区分で3回、市長選出区分及び町村長選出区分で各2回実施しております。

第3項 監査委員費については、予算現額 23万1千円に対して、支出済額は 21万38円で、2万962円の不用額が出ております。

第3款第1項第1目 予備費については、予算現額 100万円で、他への充用はありませんでした。

一番下の歳出合計は、予算現額 8,307万6千円に対して、支出済額は 7,885万3,318円で、不用額 422万2,682円となってお

ります。

続いて、23ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

下から2行目の実質収支額422万2,584円については、純繰越額として翌年度へ繰り越しており、平成30年度一般会計当初予算において、予め計上しておいた額を除いた残余を、今議会提出の平成30年度一般会計補正予算案に計上いたしております。

次に、ページが飛びますが、81ページをお開き願います。

一般会計及び後ほど説明いたします特別会計の平成29年度歳入歳出決算について、平成30年7月24日に監査委員の審査を受けたところでございます。

その結果、第4 審査の結果に記載のとおり、「各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数についても正確であることを認めた。また、各会計における予算の執行状況、財産の管理については、概ね適正に処理されていることを認めた。」との意見が付されております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

[前田慎一事務局長 着席]

議長（山口 たけし君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、認定第1号「平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定の件」について採決いたします。

本件については、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は認定されました。

議長（山口 たけし君） 次は、日程第8 認定第2号「平成29年度鹿児

島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

前田事務局長。

[前田慎一事務局長 起立]

事務局長（前田 慎一君） 認定第2号「平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」について、御説明申し上げます。

議案書の29ページからでございますが、主な点について、決算書の中の事項別明細書で御説明申し上げます。

40ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

第1款 市町村支出金 第1項第1目 事務費負担金については、予算現額3億6,973万9千円に対して、収入済額は同額でございます。

第2目 保険料等負担金については、予算現額203億594万6千円に対して、収入済額は203億2,925万2,233円で、2,330万6,233円の増額となっております。これは、保険料収入が見込みより多かったことによるものでございます。

第3目 療養給付費負担金については、予算現額216億1,203万5千円に対して、収入済額は214億5,585万8,947円で、1億5,617万6,053円の減額となっております。これは、療養給付費が見込みより少なかったことによるものでございます。なお、市町村ごとの実績額に対する過不足分については、翌年度精算となります。

第2款 国庫支出金 第1項第1目 療養給付費負担金については、予算現額646億9,897万4千円に対して、収入済額は677億7,714万3,958円で、30億7,816万9,958円の増額となっております。これは、交付額が予算額を上回ったことによるもので、実績額を超過した分については、翌年度精算となります。

第2目 高額医療費負担金については、予算現額10億2,180万3

千円に対して、収入済額は10億2,414万9,322円で、234万6,322円の増額となっております。

第2項第1目 調整交付金については、予算現額265億3,693万6千円に対して、収入済額は276億6,388万4千円で、11億2,694万8千円の増額となっております。これは、交付額が予算額を上回ったためございます。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金については、予算現額6,874万8千円に対して、収入済額は7,315万348円で、440万2,348円の増額となっております。

第3目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金については、予算現額16億2,499万2千円に対して、収入済額は16億4,746万6,008円で、2,247万4,008円の増額となっております。

42ページをお開き願います。

第3款 県支出金 第1項第1目 療養給付費負担金については、予算現額215億6,632万4千円に対して、収入済額は215億4,051万9,994円で、2,580万4,006円の減額となっております。

第2目 高額医療費負担金については、予算現額10億2,180万3千円に対して、収入済額は10億2,414万9,322円で、234万6,322円の増額となっております。

第4款 支払基金交付金 第1項第1目 後期高齢者交付金については、予算現額1,069億3,994万2千円に対して、収入済額は1,059億7,337万3,677円で、9億6,656万8,323円の減額となっております。これは、現役世代からの支援金でございますが、減額となったのは、療養給付費が見込みより少なかったこと、及び平成28年度の交付金の確定・精算によって生じた返還額を平成29度交付金から充当したことによるものでございます。

第5款第1項第1目 特別高額医療費共同事業交付金については、予算現額3,843万8千円に対して、収入済額は5,079万2,979円で、1,235万4,979円の増額となっております。

第6款 諸収入 第1項第3目 加算金については、予算現額1千円に対して、調定額41万7,926円、収入済額21万668円で、収入未済額が20万7,258円となっております。これは、医療機関の診療報酬返還金に係る加算金の未納分でございます。

44ページをお開き願います。

第3項第1目 第三者納付金については、予算現額3億1,880万6千円に対して、収入済額2億9,681万9,611円で、2,198万6,389円の減額となっております。これは、実績に伴うものでございます。なお、収入未済額が819万2,465円ございますが、これは、広域連合が交通事故等の加害者に直接請求している第三者損害賠償金5人分の未納金でございます。

第2目 返納金については、予算現額527万7千円に対して、収入済額1,375万円で、847万3千円の増額となっております。これは、医療機関からの診療報酬返還金や被保険者の不当利得に伴う療養給付費返納金のほか、損害賠償請求事件の和解金でございます。なお、収入未済額が3,166万1,853円ございますが、これは、3医療機関分の診療報酬返還金2,661万7,588円が当該医療機関の破産手続きなどにより未納となっているほか、44人分の療養給付費返納金504万4,265円が未納となっているものでございます。

第7款第1項第1目 繰越金については、予算現額119億2,359万9千円に対して、収入済額は、ほぼ同額の119億2,359万9,036円でございます。

一番下の歳入合計は、予算現額2,780億6,975万2千円に対して、収入済額2,811億8,489万6,799円、収入未済額4,006万1,576円で、31億1,514万4,799円の増額となっております。なお、収入未済額については、翌年度への滞納繰越となります。

46ページをお開き願います。

次に歳出でございます。

第1款 総務費 第1項第1目 一般管理費については、予算現額4億

3,885万円に対して、支出済額は4億2,953万4,525円で、931万5,475円の不用額が出ております。

支出の主なものは、第13節の後期高齢者医療電算処理システム保守・運用業務委託料、第19節の派遣職員人件費等負担金及び長寿・健康増進事業実施市町村への特別対策補助金等で、不用額の主なものは、第13節の業務委託料等の執行残でございます。

48ページをお開き願います。

第2項第1目 レセプト点検事業費については、予算現額1億3,051万3千円に対して、支出済額は1億2,892万1,686円で、159万1,314円の不用額が出ております。

支出の主なものは、第13節のレセプトの二次点検や診療報酬明細書等データ作成の業務委託料などで、不用額の主なものは、同委託料等の執行残でございます。

第2目 訪問指導事業費については、予算現額1,091万7千円に対して、支出済額は829万9,675円で、261万7,325円の不用額が出ております。

支出の主なものは、第13節の重複・頻回受診者訪問指導事業実施市町村への業務委託料で、25市町村において743人に対し延べ1,016回の訪問指導を行っており、不用額の主なものは、同業務委託料の執行残でございます。

第4目 医療費通知事業費については、予算現額4,643万8千円に対して、支出済額は4,638万708円で、5万7,292円の不用額が出ております。

医療費通知書を年3回、合計80万490件発送しており、不用額の主なものは、郵送料の執行残でございます。

第5目 第三者行為求償事業費については、予算現額1,621万円に対して、支出済額は1,488万9,814円で、132万186円の不用額が出ております。

支出の主なものは、第13節の交通事故などの第三者行為に関する求償事務に係る国保連合会への業務委託料で、不用額の主なものは、同業務委

託料の執行残でございます。

50ページをお開き願います。

第2款 保険給付費 第1項第1目 療養給付費については、予算現額2,512億7,410万5千円に対して、支出済額は2,503億1,289万2,885円で、9億6,121万2,115円の不用額が出ております。

不用額は、実績が見込みより少なかったことによる執行残でございます。なお、療養給付費戻入未済が3万6,600円ございますが、これは、被保険者1人分の不当利得に伴う療養給付費返納金に係るものでございます。

第2目 療養費については、予算現額21億6,881万5千円に対して、支出済額は21億3,247万5,324円で、3,633万9,676円の不用額が出ております。

不用額は、実績が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

第3目 審査支払手数料については、予算現額5億5,324万2千円に対して、支出済額は5億3,173万8,305円で、2,150万3,695円の不用額が出ております。

これは、審査支払機関である国保連合会への各種レセプトの審査及び診療報酬支払業務に係る手数料でございます。

第2項第1目 高額療養費については、予算現額118億968万1千円に対して、支出済額は116億3,070万872円で、1億7,898万128円の不用額が出ております。

不用額は、実績が見込みより少なかったことによる執行残でございます。なお、高額療養費戻入未済が5万6,600円ございますが、これは、被保険者2人分の不当利得に伴う高額療養費返納金に係るものでございます。

第2目 高額介護合算療養費については、予算現額2億6,575万9千円に対して、支出済額は2億5,194万5,617円で、1,381万3,383円の不用額が出ております。

不用額は、実績が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

第3項第1目 葬祭費については、予算現額3億3,088万円に対して、支出済額は3億3,064万円で、24万円の不用額が出ております。

なお、平成29年度の葬祭費支給件数は1万6,532件でございます。

第3款第1項第1目 県財政安定化基金拠出金については、予算現額1億807万円に対して、支出済額は、ほぼ同額の1億806万9,603円でございます。

第4款第1項第1目 特別高額医療費共同事業拠出金については、予算現額4,678万1千円に対して、支出済額は4,430万6,756円で、247万4,244円の不用額が出ております。

52ページをお開き願います。

第5款 保健事業費 第1項第1目 健康診査費については、予算現額2億7,262万3千円に対して、支出済額は2億6,724万8,520円で、537万4,480円の不用額が出ております。

支出の主なものは、第19節の長寿健診を実施する市町村への補助金で、29年度の受診者数は5万1,244人、受診率は39.38%となっており、28年度より受診者数は3,162人の増、受診率は1.85ポイント上昇しております。

不用額の主なものは、同補助金の執行残でございます。

第2目 その他健康保持増進事業費については、予算現額1,352万円に対して、支出済額は1,255万2,452円で、96万7,548円の不用額が出ております。

支出の主なものは、第13節の歯科医療機関への口腔健診業務委託料で、29年度の受診者数は2,189人、受診率は11.67%となっており、28年度より受診者数は222人の増、受診率は0.82ポイント上昇しております。

不用額の主なものは、同委託料の執行残でございます。

54ページをお開き願います。

第7款 諸支出金 第1項第2目 保険料還付金については、予算現額4,256万2千円に対して、支出済額は3,602万2,172円で、653万9,828円の不用額が出ております。

第4目 償還金については、予算現額49億6,460万1千円に対して、支出済額は49億6,449万3,163円で、10万7,837円

の不用額が出てあります。

これは、平成28年度の療養給付費等の実績に基づく精算による、国・県・市町村負担金等の超過交付額等の返還を行ったもので、その内容は、55ページの備考欄に記載のとおりでございます。

第8款第1項第1目 予備費については、予算現額55億6,342万7千円で、170万円を他へ充用しております。

充用先は、55ページの備考欄に記載しておりますが、これは葬祭費でございます。

一番下の歳出合計は、予算現額2,780億6,975万2千円に対して、支出済額は2,712億6,027万1,543円で、不用額68億948万457円となっております。

なお、先ほど説明しました療養給付費と高額療養費における戻入未済については、翌年度歳入予算への滞納繰越となります。

続いて59ページをお聞き願います。

実質収支に関する調書でございます。

下から2行目の実質収支額99億2,462万5,256円については、純繰越額として翌年度へ繰り越しており、平成30年度特別会計当初予算において予め計上しておいた額を除いた残余を、今議会提出の平成30年度特別会計補正予算案に計上しております。

なお、平成29年度特別会計歳入歳出決算についての監査委員の審査結果については、先ほど一般会計決算の説明の際に申し上げたとおりでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

議長（山口 たけし君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、認定第2号「平成29年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」について採決いたします。

本件については、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は認定されました。

議長（山口 たけし君） 次は、日程第9 議案第8号「平成30年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

前田事務局長。

[前田慎一事務局長 起立]

事務局長（前田 慎一君） 議案第8号「平成30年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

議案書の105ページをお開き願います。

今回の補正は、第1条に記載のとおり、歳入歳出それぞれ422万1千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,032万8千円とするものでございます。

主な点について、事項別明細書で御説明いたしますので、110ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

第2款第1項第1目 繰越金を422万1千円増額いたしております。これは、平成29年度一般会計歳入歳出決算において、平成30年度への繰越金額が確定したことによるものでございます。

次に歳出でございます。

111ページを御覧ください。

第3款第1項第1目 予備費を422万1千円増額いたしております。これは、ただいま説明いたしました繰越金について、現段階では特段の使

途がないことから、予備費に計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

[前田慎一事務局長 着席]

議長（山口 たけし君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第8号「平成30年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

議長（山口 たけし君） 次は、日程第10 議案第9号「平成30年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

前田事務局長。

[前田慎一事務局長 起立]

事務局長（前田 慎一君） 議案第9号「平成30年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

議案書の113ページをお開き願います。

今回の補正は、第1条に記載のとおり、歳入歳出それぞれ44億2,752万9千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,763億5,719万円とするものでございます。

主な点について、事項別明細書で御説明いたしますので、118ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

第1款 市町村支出金 第1項第3目 療養給付費負担金を4,710万1千円増額いたしております。これは、平成29年度療養給付費の確定・精算に伴い、負担不足となった市町村の負担金額を計上したものでございます。

第2款 国庫支出金 第1項第2目 高額医療費負担金及びその次の次、
第3款 県支出金 第1項第2目 高額医療費負担金をそれぞれ871万3千円増額いたしております。これは、平成29年度高額医療費の確定・精算に伴い、負担不足となった国及び県の負担金額をそれぞれ計上したものでございます。

一つ戻りまして、第2款第2項第4目 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を350万4千円計上いたしております。これは、後期高齢者医療広域連合電算処理システムにおいて、当広域連合が独自でカスタマイズしている機能を、次期機器更改に伴う新しいシステムに対応させるために要する経費が、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の対象経費となったことから、新たに計上したものでございます。

一番下の第7款第1項第1目 繰越金を43億5,949万8千円増額いたしております。これは、平成29年度特別会計歳入歳出決算において、平成30年度への繰越金額が確定したことによるものでございます。

次に歳出でございます。

119ページを御覧ください。

第1款 総務費 第1項第1目 一般管理費を1,226万7千円減額いたしております。これは、広域連合電算処理システム機器等賃借料の入札執行残等を減額するものでございます。

第2款 保険給付費 第2項第1目 高額療養費を1,678万1千円増額いたしております。これは、昨年8月より、毎年7月31日の基準日時点で、一般区分または低所得区分である被保険者の外来療養に係る年間の自己負担額合計が14万4千円を超える場合に、その超える部分を高額療養費として支給する仕組みが新設され、今年度からその支給が始まるところから、その費用分を増額するものでございます。

第6款 諸支出金 第1項第5目 償還金を37億162万9千円計上いたしております。これは、平成29年度療養給付費等の確定・精算に伴う国・県・市町村の療養給付費負担金及び医療費適正化事業費補助金等の確定・精算に伴う国庫補助金について、それぞれ右端の説明欄に記載の金額を返還するものでございます。

120ページをお開き願います。

第7款第1項第1目 予備費を7億2,138万6千円増額いたしております。これは、歳入において説明いたしました繰越金について、国等への返納等の精算額が確定したものを控除した残余でございまして、現段階では特定の使途がないことから、予備費に計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

議長（山口 たけし君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第9号「平成30年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

議長（山口 たけし君） 次は、日程第11 議案第10号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

事務局長（前田 慎一君） 議案第10号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について、御説明申し上げます。

議案書の121ページをお開き願います。

今回の条例改正は、一番下の提案理由にございますように、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、改正が必要となったものでございます。

条例の改正内容について、新旧対照表で御説明いたします。

122ページを御覧ください。

本条例の第15条第1項第1号の2は、保険料の均等割額9割軽減の対象となる被保険者の所得等の要件を規定しておりますが、その中で引用している高齢者の医療の確保に関する法律施行令第15条第1項第4号の規定が、同施行令の改正により第6号へと号ずれしたため、その引用条項の整理を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

議長（山口 たけし君） これより、順次、質疑、討論に入ります。

発言の通告はありませんが、別に発言がなければ、本件については、質疑、討論はないものと認めます。

これより、表決に入ります。

それでは、議案第10号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

議長（山口 たけし君） 以上で、今議会に付議された案件はすべて議了いたしました。

ここで、岩切広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

[「議長」と呼ぶ者あり]

岩切広域連合長。

[岩切秀雄広域連合長 起立]

広域連合長（岩切 秀雄君） 定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、議員の皆様方には慎重な御審議を賜り、また、提案いたしました議案について、いずれも原案どおり可決を賜りましたことに心から御礼を申し上げます。

当広域連合といたしましては、今後とも各関係機関、団体とも連携を図り、本制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

議員の皆様方をはじめ、関係各位におかれましては、今後とも制度の運営について御理解、御協力を賜りますよう、改めてお願いを申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

[岩切秀雄広域連合長 着席]

議長（山口 たけし君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成30年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。

=閉会：午後2時48分=

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

議長 山口 たけし

署名議員 新屋 敷 幸 隆

署名議員 元田 信 有